

## キャッシュレス決済でのトラブル

**【事例1】** 銀行口座から、毎月一定額クレジットカードの引き落としがあることに気が付いた。カード会社に電話すると、3年前の車検代や買い物代など総額40万円が「リボ払い」で続いているという。利用明細を確認していなかった自分にも落ち度があるが、カードの契約時に、支払い方法について詳しく説明してほしかった。

### 【アドバイス】

- クレジットカードの支払方法には、一括払いや分割払いのほか、毎月一定額を支払うリボルビング払い（リボ払い）があります。「リボ払い」は月々の額を抑えられる反面、手数料がかさむことがあります。
- カード申し込みの際、初期設定が「リボ払い」になっていることがあります。
- 利用明細は必ず確認し、疑問があればすぐにカード会社に問合せましょう。

**【事例2】** スマートフォンを操作中、誤って広告ボタンを押すと「登録」になった。業者に連絡すると「10万円を支払え」と脅された。コンビニエンスストアでプリペイドカード（電子マネー）の購入を指示され、カード番号を写真に撮り、メール送信してしまった。

### 【アドバイス】

- 業者に連絡をすると個人情報知られ、さらに高額な請求を受ける可能性があります。決して連絡をしてはいけません。
- プリペイドカード番号を教えると、そのカードの価値（記載の金額）を相手に譲ったことになり、取り戻すことは大変困難です。番号は絶対に教えないでください。
- 困ったことがあれば、すぐに消費生活センターに相談してください。